

京都市道路占用料条例の一部を改正する条例(令和6年3月29日京都市条例第67号)

(建設局土木管理部道路河川管理課)

1 道路の占用料の適正化を図るため、次の措置を講じることとしました。

占用料の額の改定

占 用 物 件		単 位	占 用 料				
			改 正 前		改 正 後		
			市街化区域	その他の区域	市街化区域	その他の区域	
電柱、電線、 変圧塔、郵便差出箱、 公衆電話所、広告塔 その他これらに類する 工作物	電柱及びその支柱類		円 3,800	円 470	円 4,600	円 450	
	電話柱及びその支柱類		2,200	270	2,600	260	
	そ の 他 の 柱 類		220	27	260	26	
	線 類	共架電線その他 上空に設けるもの	長さ1メートル につき1年	22	3	26	据置き
		地下電線その他 地下に設けるもの		13	2	16	据置き
	変 圧 器	路上に設けるもの	1個につき1年	2,200	270	2,600	260
		地下に設けるもの	占用面積1平方 メートルにつ き1年	1,300	160	1,600	据置き
	変圧塔その他これに類するもの 及び公衆電話所		1個につき1年	4,400	540	5,300	530
	郵便差出箱及び信書便差出箱			1,800	230	2,200	220
	広 告 塔		表示面積1平方 メートルにつ き1年	16,000	2,100	24,000	据置き
そ の 他 の も の		占用面積1平方 メートルにつ き1年	4,400	540	5,300	530	
水管、下水道管、ガス 管その他これらに類する 物件	管 路	外径が0.07メートル 未満のもの	長さ1メートル につき1年	92	11	110	据置き
		外径が0.07メートル 以上0.1メートル未満 のもの		130	16	160	据置き
		外径が0.1メートル以 上0.15メートル未満 のもの		200	24	240	据置き
		外径が0.15メートル 以上0.2メートル未満 のもの		260	33	320	32
		外径が0.2メートル以 上0.3メートル未満の もの		400	49	480	47

		外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		530	65	640	60
		外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		920	110	1,100	据置き
		外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		1,300	160	1,600	据置き
		外径が1メートル以上のもの		2,100	260	2,500	250
	その他のもの	占有面積1平方メートルにつき1年		1,300	160	1,600	据置き
鉄道、軌道、自動運行補助施設その他これらに類する施設	その他のもの	占有面積1平方メートルにつき1年		4,400	540	5,300	530
アーケード		占有面積1平方メートルにつき1年		410	54	490	50
目よけ類		占有面積1平方メートルにつき1年		2,000	270	2,400	260
上空又は地下に設ける通路		占有面積1平方メートルにつき1年		7,800	1,000	12,000	1,100
浄化槽その他これに類する施設		占有面積1平方メートルにつき1年		4,400	540	5,300	530
露店、商品置場その他これらに類する施設		占有面積1平方メートルにつき1年		4,400	540	5,300	530
看板（アーチであるものを除く。）		表示面積1平方メートルにつき1年		7,700	1,200	9,300	据置き
標識		1本につき1年		3,500	430	4,200	420
旗	お	1本につき1月		1,600	210	2,400	据置き
幕（工事中施設であるものを除く。）		その面積1平方メートルにつき1月		1,600	210	2,400	据置き
アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月		16,000	2,100	24,000	据置き
	その他のもの			7,800	1,000	12,000	1,100
ぼんぼり	外径が1.5メートル未満のもの	1本につき1月		2,800	370	4,200	380
	外径が1.5メートル以上のもの			4,900	650	7,500	670
添加広告物		表示面積1平方メートルにつき1年		16,000	2,100	24,000	据置き
太陽光発電設備及び風力発電設備		占有面積1平方メートルにつき1年		4,400	540	5,300	530

工事用施設及び工事用材料	占有面積1平方メートルにつき1月	1,600	210	2,400	据置き
仮設建築物及び一時収容施設	占有面積1平方メートルにつき1月	440	54	530	50

2 道路法施行令の一部改正に伴い、道路法第32条第1項第3号に掲げる施設について、新たに自動運行補助施設に係る区分を設け、同施設の占有に係る占有料を次のとおり徴収することとしました。

占 用 物 件			単 位	市 街 化 区 域	そ の 他 の 区 域
鉄道、軌道、自動運行補助施設その他これらに類する施設	導線 その他 の線類	地下に設けるもの	長さ1メートルにつき1年	16	2
		その他のもの		50	5
	標示柱その他の柱類		1本につき1年	4,200	420
	その 他の もの	上空に設けるもの	占有面積1平方メートルにつき1年	2,600	260
		地下に設けるもの		1,600	160

この条例は令和6年4月1日から施行することとしました。

京都市道路占用料条例の一部を改正する条例を公布する。

令和6年3月29日

京都市長 松井孝治

京都市条例第 67 号

京都市道路占用料条例の一部を改正する条例

京都市道路占用料条例の一部を次のように改正する。

「

円	円
3,800	470
2,200	270
220	27
22	3
13	2
2,200	270
1,300	160
4,400	540
1,800	230
16,000	2,100
4,400	540

を

」

別表法第32条第1項第1号に掲げる工作物の項中

「

円	円
4,600	450
2,600	260
260	26
26	3
16	2
2,600	260

に改め、同表法第32条第1項第2号に掲げる物件の項中

1,600	160
5,300	530
2,200	220
24,000	2,100
5,300	530

」

「

92	11
130	16
200	24
260	33
400	49
530	65
920	110
1,300	160
2,100	260
1,300	160

を

「

110	11
160	16
240	24
320	32
480	47
640	60
1,100	110
1,600	160
2,500	250
1,600	160

に改め、同表法第32条

」

」

第1項第3号に掲げる施設の項を次のように改める。

法第32条 第1項第3 号に掲げる 施設	自動運 行補助 施設	法第2条第2 項第5号に規 定する自動運 行装置による 検知の対象と して設置する 導線その他の 線類	地下に設 けるもの	長さ1メ ートルに つき1年	16	2
			その他の もの		50	5
		道路の構造又は交通の状 況を表示する標示柱その		1本につ	4,200	420

	他の柱類		き1年		
	その他のもの	上空に設けるもの	占有面積	2,600	260
		地下に設けるもの	1平方メートルにつき1年	1,600	160
	その他のもの			5,300	530

別表法第32条第1項第4号に掲げる施設の項中「410」を「490」に、「54」を「50」に、「2,000」を「2,400」に、「270」を「260」に改め、同表法第32条第1項第5号に掲げる施設の項中「7,800」を「12,000」に、「1,000」を「1,100」に、「4,400」を「5,300」に、「540」を「530」に改め、同表法第32条第1項第6号に掲げる施設の項中「4,400」を「5,300」に、「540」を「530」に改め、同表道路法施行令（以下「令」という。）第7条第1

	「		「	
	7,700	1,200	9,300	1,200
	3,500	430	4,200	420
	1,600	210	2,400	210
	1,600	210	2,400	210
号に掲げる物件の項中	16,000	2,100	24,000	2,100
	7,800	1,000	12,000	1,100
	2,800	370	4,200	380
	4,900	650	7,500	670
	16,000	2,100	24,000	2,100
	」		」	

に改め、同表令第7条第2号に掲げる工作物の項中「4,400」を「5,300」に、「540」を「530」に改め、同表令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料の項中「1,600」を「2,400」に改め、同表令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設の項中「440」を「530」に、「54」を「50」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の京都市道路占用料条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の占用に係る占用料について適用する。ただし、占用期間が施行日前に始まり、施行日を含む1年以下である占用に係る占用料については、なお従前の例による。

(令和6年度前から継続して占用している物件に係る占用料の減額)

- 3 市長は、施行日の前日及び施行日のいずれにおいても道路法第32条第1項若しくは第3項（同法第91条第2項において準用する場合を含む。）の規定による許可を受け、又は同法第35条（同法第91条第2項において準用する場合を含む。）の規定による同意を得ている占用物件について、改正後の条例の規定により算定した令和6年度の占用料の額が、この条例による改正前の京都市道路占用料条例の規定の適用があるものと仮定して当該規定により算定した同年度の占用料の額に比べて著しく高額であると認めるときは、当該占用物件に係る同年度以降の各年度の占用料の額を減額することができる。

(建設局土木管理部道路河川管理課)